

議案第63号

逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月30日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年逗子市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

1 市長	昭和29年通知に基づく外国籍の市民の保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付に関する情報であって規則で定めるもの
------	---	---

		<p>(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）による介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
--	--	---

」を「

1 市長	昭和29年通知に基づく外国籍の市民の保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）による介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p>
------	---	---

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行に伴い、生活保護法（昭和25年法律第144号）が改正されたことを受け、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づき、同法に準じて保護を行う外国籍の市民に対し、被保護者健康管理支援事業を実施するに当たり、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進事業実施者に対し、健康増進事業の実施に関する情報の提供を求めることについて、改正の要あるため提案する。